

平成25年第3回定例会会議録（第6号）

平成25年9月20日

○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	友永哲男	君
副市長	阿南俊晴	君	教育長	寺岡悌二	君
水道企業管理者	永井正之	君	監査委員	恵良寧	君
総務部長	釜堀秀樹	君	企画部長	大野光章	君
建設部長	糸永好弘	君	ONSENツーリズム部長	亀井京子	君
生活環境部長	浜口善友	君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	伊藤慶典	君
消防長	渡邊正信	君	教育次長	豊永健司	君
監査事務局長	工藤将之	君	政策推進課長	稲尾隆	君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼庶務係長	宮森久住
次長兼議事係長	浜崎憲幸	次長兼調査係長	河野伸久

主	幹	吉	田	悠	子	主	查	溝	部	進	一
主	任	波	多	野	博	主	任	甲	斐	健	太郎
主	任	池	上	明	子	主	事	穴	井	寛	子
速	記	者	桐	生	正						

○議事日程表（第6号）

平成25年9月20日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第75号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 - 議第76号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 - 議第77号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第 3 議第78号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
 - 議第79号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 4 議第80号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 - 議第81号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 - 議第82号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 - 議第83号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 - 議第84号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第 5 議第85号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
 - 議第86号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
 - 議第87号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
 - 議第88号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第 6 報告第 8号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
 - 報告第 9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について
 - 報告第10号 市長専決処分について
- 第 7 議員提出議案第 6号 「山の日」制定を求める意見書
 - 議員提出議案第 7号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書
 - 議員提出議案第 8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
 - 議員提出議案第 9号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書
 - 議員提出議案第10号 集団的自衛権に関するこれまでの憲法解釈を堅持す

ることを求める意見書
議員提出議案第11号 消費税率引き上げの延期を求める意見書
議員提出議案第12号 介護保険給付から要支援者を外す計画の中止を求め
る意見書

第 8 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（厚生環境教育委員会委員長・首藤 正君登壇）

○厚生環境教育委員会委員長（首藤 正君） 去る 9 月 10 日の本会議において厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 61 号平成 25 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分外 4 件について、9 月 17 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第 61 号平成 25 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分についてであります。

児童家庭課関係部分では、当局より、要保護児童対策に要する経費として、児童虐待の未然防止策の 1 つである「NP プログラム」を実施するに当たり、進行役であるファシリテーターの資格取得等に要する経費、また養育支援訪問に要する経費の計上、また保育所入所に要する経費として、保育士の確保を推進するため、私立保育所に勤務する保育士等を対象として市内 23 カ所の私立保育所に対し資金を交付するための経費を計上、そのほか各事業においての県への返納金を計上する旨の説明がなされました。

委員より、私立保育所への交付について、算定となる職員の範囲や 1 人当たりの交付額等について質疑がなされ、当局説明を受け、これを了とした次第であります。

次に障害福祉課関係部分であります。公的助成を受けられない軽度・中度の聴覚障がい児が、早期から言語発達やコミュニケーション能力を身につけ、また学力向上が図られるよう、補聴器の購入や修理に対し、費用の 3 分の 2 を限度として助成する経費を 4 名分計上する旨の当局説明がありました。

委員から、対象年齢等についての質疑に対し、18 歳未満、かつ聴覚障がいがあるものの、身体障害者手帳の等級に該当しない方への助成を行うとの当局説明がなされました。

さらに委員より、見込みを上回る数の申請があった場合の対応に関する質疑に対して当局より、予算の確保を検討する旨の答弁がなされ、これを了いたしました。

そのほか、環境課関係部分では、安楽寺の「しだれ桜」保全に要する委託料の計上、教育総務課関係部分では、幼・小・中学校の耐震化事業における各地方債の充当率が、100%へ変更されたための財源補正といった詳細な説明がそれぞれなされ、これを適切妥当と認め、最終的に議第 61 号平成 25 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 65 号平成 25 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。平成 24 年度決算に伴い、決算繰越金や国庫負担金等の特定財源の精算に関する補正予算を計上、これにより発生した余剰分を別府市介護給付費準備基金へ積み立てを行い、基金現在高については、平成 25 年度末時点で 1 億 8,004 万 5,000 円の見込みとなり、この基金を次年度以降の歳入不足に対応するための財源とするとの当局説明があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 69 号別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議第 70 号別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、以上の 2 件の条例改正議案については、当局説明を適切妥当と認め、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第 71 号別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例の制定

についてであります。

本件は、去る4月23日に開催されました全員協議会にて、当局より条例制定に向けての事前説明を受けたものの、さらに調査・研究を行う必要があると判断し、所管の本委員会にて5月27日より計4回にわたり所管事務調査を開会、活発な議論を行いました。

当局からは、逐条解説書の提示等により詳細な説明を受けましたが、最終的に委員会意見として、

- 1、障がいのある人に対する事業をより円滑に推進するため、庁内の体制整備に努めること。
- 2、市民・民生委員・事業者等への理解、協力が得られるよう、十分な啓発に努めること。
- 3、教育委員会との連携を密にし、「障がい」に対する理解を深めるため、教育現場の環境整備に努めること。
- 4、障がいのある人（要援護者）の防災・減災対策を迅速かつ着実に行うこと。
- 5、障がいのある人のまちづくり（道路整備等）に関する要望を十分検証し、計画的な事業実施に努めること。
- 6、親亡き後等の問題の解決に当たっては、障がいのある人の不安を解消するため、各団体・有識者の意見を聞き、あらゆる方策を活用し、きめ細かな対応に努めること。

以上、6項目の意見を付した上で、議長へ経過報告をいたしました。

さらに、先日の議案審査において、提案理由として当局より、この条例は、障がいのある人への差別や偏見、生活のしづらさや不安を解消するために制定するものであるとの説明を受けましたが、委員より、財源面での不安が解消されない、庁内体制や人員配置がいまだ不明瞭、国の法律・県条例が施行された場合の別府市条例との関係はどうするのか、といった指摘がなされました。

これに対し当局より、「負担が過重でない」範囲での合理的配慮を適切に行う、業務量の把握により必要があれば障害福祉課の人員増を検討する、各事業に携わる部署については、現行の人員にて部署全体での取り組みを依頼していく、条例については、国の法律・県条例を踏まえ、必要があれば改正し充実を図っていく、といった旨の答弁がなされました。

最終的に、全員協議会、所管事務調査、本会議、委員会審査での質疑・意見等を十分に考慮し、本条例の趣旨に沿った事業が着実に実行されるよう、改めて意見を行った上で質疑を終結し、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

（総務企画消防委員会委員長・河野数則・君登壇）

○総務企画消防委員会委員長（河野数則・君） 総務企画消防委員会は、去る9月10日の本会議において付託を受けました議案3件について、9月17日に委員会を開会し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

初めに、補正予算議案について御報告をいたします。

議第61号平成25年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分については、平成24年度の一般会計決算において剰余金が確定したことに伴い、繰越金の追加額を計上するもの、また地方財政法第7条第1項の規定により剰余金の2分の1の額を別府市財政調整基金に積み立てるものとの説明がありました。

委員からは、剰余金の見解についての確認や意見がありました。

これに対し当局から、歳入面では、税収入、地方交付税等の決算額が、当初の見込みよ

り多かったことが考えられる。また歳出面では、入札執行が適正に行えるよう合理的な基準で経費を見積もるため、落札によって一定程度の不用額が発生する。剰余金については、必要に応じて公共工事の前倒しで行うことなども検討しているとの説明がありました。

さらに、予備費の追加額について、今回の補正予算で農地や道路等の災害復旧費を計上しているが、九州で記録的な集中豪雨等による被害が発生している。こうした状況から、今後の台風シーズンに向けて不測の事態に備え追加計上するものとの説明があり、これを了とした次第であります。

また、議第 66 号別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についても、当局の説明を適切妥当と認め、これを了といたしました。

以上、補正予算議案 2 件については、いずれも採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

続きまして、議第 72 号別府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律により、地方税に係る延滞金の利率の改正が行われたことから、後期高齢者医療の保険料に係る延滞金について、現在の低金利の状況に合わせ、実質的な引き下げを行うものとの説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案 3 件に対する審査の経過と結果について御報告いたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

なお、委員長の私から一言、意見を述べさせていただきます。

当委員会を初め各常任委員会は、委員の数をふやし、執行部から上程された議案をより慎重に審査し、真摯に御意見・提案等させていただいております。

市長初め執行部におかれましても、市民ニーズに応えるため、当初予算はもちろん補正予算についても、経済対策、危機管理、市有財産の有効活用など時勢に沿ったタイムリーな施策の計上に、積極的に努めていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。（拍手）

（観光建設水道委員会副委員長・森山義治君登壇）

○観光建設水道委員会副委員長（森山義治君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から報告申し上げます。

観光建設水道委員会は、去る 9 月 10 日の本会議において付託を受けました議第 61 号平成 25 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分外 6 件について、9 月 17 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 61 号平成 25 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分についてであります。

温泉課関係部分では、築 56 年を経過した不老泉の建てかえに関し、新施設を建設するための工事関係経費を計上する旨の説明がなされました。

委員からは、観光客用の案内標識や障がい者のための点字ブロックの設置等について検討すべきこと、不老泉の歴史を踏まえ、新施設の建設に当たっては、別府の歴史ある温泉建築の様式に配慮すべきこと等の要望がなされました。

次に、道路河川課関係部分では、台風や豪雨からの被害防止を図るための側溝改修や、通学路や生活道路の安全確保のための舗装改修などに係る経費及び梅雨前線による豪雨により被害を受けたのり面崩壊箇所の災害復旧費を計上する旨の説明がなされました。

次に、建築指導課関係部分では、緊急雇用創出事業を活用し、市内に存在する空き家の実態調査を行うための経費等を計上する旨の説明がなされました。

そのほか、商工課関係部分、農林水産課関係部分、都市整備課関係部分及び農業委員会

事務局関係部分では、当局から、計上する経費等について詳細な説明がなされました。

最終的に、議第 61 号関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第 62 号平成 25 年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 63 号平成 25 年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、及び議第 64 号平成 25 年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）、並びに議第 73 号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、当局からの詳細な説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決した次第であります。

最後に、議第 67 号平成 25 年度別府市水道事業会計補正予算（第 1 号）、及び議第 68 号平成 24 年度別府市水道事業剰余金の処分及び平成 24 年度別府市水道事業会計決算の認定についてであります。

議第 67 号については、上下水道料金の徴収事務の委託契約が本年度で満了となることから、引き続き平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間、委託契約を締結するために債務負担行為として予算に計上する旨の説明がなされました。

議第 68 号については、平成 24 年度決算内容について、財政状況、業務量及び建設改良事業などの詳細な説明がなされ、また、平成 24 年度決算における当該年度の純利益を減債積立金として処分したいとの説明がなされました。

これらの説明に対し委員からは、基本料金に係る基本水量の引き下げや福祉還付制度の対象の拡大ができないかとの質疑があり、これに対し当局から、料金体系については、営業収益の見込み等を踏まえ、慎重に検討していくとの答弁がなされました。

また、今後技術系職員の大量退職が控える中、専門知識や経験の継承のため、技術系職員の新規採用を含めた対策を講ずるべきではないかとの質疑に対し、当局からは、一定程度の職員は確保しつつ、将来的には民間委託によることが可能なものは委託することにより対応したいと考えており、技術系職員の新規採用については、人事交流も含めて今後市長部局とも協議して方針を決定していきたいとの答弁がなされました。

採決に当たっては、一部委員から、水道事業の運営に関し疑義があるため賛意を示すことはできないとの意思表示がなされ、議第 67 号については、賛成者多数をもって可決すべきものと、議第 68 号についても、賛成者多数をもって可決及び認定すべきものと決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

（決算特別委員会委員長・永井 正君登壇）

○決算特別委員会委員長（永井 正君） 去る 9 月 13 日の本会議において設置されました決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第 74 号平成 24 年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成 24 年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

9 月 13 日の本会議終了後、委員会を開催し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、私、永井正が委員長に、市原隆生君が副委員長に選任をされましたので、よろしくお願いをいたします。

続いて議案の審査に入り、審査の方法並びに日程等について協議をいたしました。本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なく、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定をした次第であります。

以上、当決算特別委員会における審査の概要についての報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（15 番・平野文活君登壇）

○15 番（平野文活君） 私は、日本共産党議員団を代表して、議第 67 号及び第 68 号についての反対の討論を行います。

我が党は、これまでも一貫して別府市の水道事業はもうけ過ぎだ、その利益の一部は料金の引き下げを初め何らかの形で市民に還元すべきだと主張してきました。

平成 24 年度決算においても、次年度以降の財源となる純利益、減価償却費、資産減耗費の合計は 9 億 8,476 万円、約 10 億円の財源を確保しております。この財源があるから、1 億円の借金で 8 億 8,690 万円かけた建設改良事業を行い、さらに 2 億 8,702 万円の企業債元金の返済ができています。つまり 1 億円の借金で 11 億 7,392 万円の支払いができています。県下の中でも、別府市は極めて余裕のある経営をしております。

こうした中で、我が党は、基本料金の引き下げ、福祉還付制度の対象拡大など、当面でできる市民への還元策を提案してきましたが、「将来の検討課題」と言うだけで、「当面は検討できない」との答弁であります。

また、別府市の水道事業は、企業性が突出しており、公共性の側面が弱過ぎます。それが極端にあらわれているのが、異常な技術者の高齢化が放置されている問題です。ことし 3 月 31 日現在の技術系職員数は、50 代 27 人、構成比 56.2%に対して 20 代はゼロ、このままでは「命の水」である水道事業を安定的に運営する技術の継承ができません。

以上を申し上げまして、反対討論といたします。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第 74 号平成 24 年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成 24 年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、閉会中も引き続き継続審査にいたしたいとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり閉会中も引き続き継続審査とすることに決しました。

次に、議第 67 号平成 25 年度別府市水道事業会計補正予算（第 1 号）に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 68 号平成 24 年度別府市水道事業剰余金の処分及び平成 24 年度別府市水道事業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを可決及び認定すべきとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決及び認定するものと決しました。

次に、議第 61 号平成 25 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）から、議第 66 号平成

25年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで、及び議第69号別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、議第73号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上11件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上11件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上11件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2により、議第75号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第77号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上3件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第75号、議第76号及び議第77号は、本市教育委員会委員として、高橋護氏、福島知克氏及び寺岡悌二氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第75号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第75号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第76号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第76号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第77号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第77号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第3により、議第78号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第79号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての、以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

○市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第78号及び議第79号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、徳田靖之氏及び永富絹代氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。(発言する者あり)

○23番(河野数則 君) 特段反対の意見ではありませんけれども、これを見ますと、徳田靖之さんは8期目なのですが、1期が何年で、別府市に固定資産評価審査委員会委員に値する人が、この方しかいないのですか。

○総務部長(釜堀秀樹君) お答えいたします。

任期につきましては、3年でございます。

また、徳田さんにつきましては、有識者でございますので、地方税法の設置規則に基づいて学識経験を有する者のうちから同意を得て選任するという事で、再任の提案をさせていただきます。

○23番(河野数則 君) いやいや、私がお尋ねしているのは、あえて反対はしませんが、この方しか有識者がいないのですかとお尋ねしておるのです。別府市の12万の人口、子どもは別ですけども、あなたが言われることは、ただ特定の人なのだ。これは3年でしょう、任期が。そうすると、今度は8期目でしょう。市長、24年している方がされるわけです。時代は変わるわけですから、幾らやっぱり立派な方でも、私はほかにもいろんな立派な方がおられると思いますから、そこら辺は考えたらいかがかなと今申し上げているだけです。

○議長(吉富英三郎君) どうですか、答弁はありますか。

○総務部長(釜堀秀樹君) 議員の御指摘、ありがとうございます。私どもも検討した結果、このような……。ほかにも人材は多くおられるとは思いますが、今回、こういう提案をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○23番(河野数則 君) では、ほかにもいろんな候補者がおられたけれども、この徳田さんよりも立派な方がおられなかった。徳田さんにね。そういう結果でしょう、あなたが言っておるのは。そう理解して、終わります。

○議長(吉富英三郎君) ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第78号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議第78号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第79号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議第79号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

(除斥対象議員退場)

○議長(吉富英三郎君) 次に、日程第4により、議第80号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第84号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上5件を一括上程議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

○市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第80号から議第84号までの5議案は、本市職員懲戒審査委員会委員として、永井正氏、市原隆生氏、三重忠昭氏、釜堀秀樹氏及び大野光章氏を任命いたしたいので、地方自治法施行規程第17条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第80号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議第80号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第81号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議第81号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第82号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議第82号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第83号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議第83号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第84号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 84 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

（除斥対象議員入場）

○議長（吉富英三郎君） 次に、日程第 5 により、議第 85 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第 88 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上 4 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 85 号から議第 88 号までの 4 議案は、人権擁護委員として、林道弘氏、内田淳子氏、友永良子氏及び松本久美子氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 85 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 85 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第 86 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 86 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第 87 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 87 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第 88 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 88 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 6 により、報告第 8 号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから、報告第 10 号市長専決処分についてまで、以上 3 件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・友永哲男君登壇)

○副市長(友永哲男君) 御報告いたします。

報告第8号及び報告第9号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び各特別会計の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はなく、実質公債費比率は3.2%と、早期健全化基準の範囲内にあります。また、資金不足比率については、各特別会計ともありません。

報告第10号は、市道上の自動車損傷事故外1件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、3件につきまして御報告を申し上げます。

○議長(吉富英三郎君) 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第7により、議員提出議案第6号「山の日」制定を求める意見書から、議員提出議案第12号介護保険給付から要支援者を外す計画の中止を求める意見書まで、以上7件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(20番・永井 正君登壇)

○20番(永井 正君) 議員提出議案第6号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「山の日」制定を求める意見書

日本は山の国である。古くから日本人は山に畏敬の念を抱き、森林の恵みに感謝し、豊かな自然とともに生きていた。山の恩恵は溪谷の清流を生み、我が国を囲む海へと流れ、深く日常生活とかかわりながら、人々の心をも育ててきた。我が国の文化は、「山の文化」と「海の文化」との融合によってその根幹が形成されてきた。

そこで、美しく豊かな自然を守り、次世代に引き継ぐことを国民の全てが銘記することを期待し、国民の祝日である「海の日」と対をなして、国民が山との深いかかわりを考える日として、「山の日」が制定されるべきであると考えます。

よって、国及び政府におかれては、次期通常国会において、「山の日」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で

質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第6号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(3番・手束貴裕君登壇)

○3番(手束貴裕君) 議員提出議案第7号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「地方税財源の充実確保」を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、政府においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増額など地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5:5」とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることか

ら、現行制度を堅持すること。

- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策議与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 20 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

- 議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 7 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 8 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（4 番・野上泰生君登壇）

- 4 番（野上泰生君） 議員提出議案第 8 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第 1 約束期間における温室効果ガス排出削減義務 6 %のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、用途は二酸化炭素排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継

者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第8号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第9号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(6番・穴井宏二君登壇)

○6番(穴井宏二君) 議員提出議案第9号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化している。非正規労働者や共働き世帯がふえた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくない。中でも働く貧困層と言われるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立

に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増している。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められている。

よって、政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求める。

記

- 1 世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」づくりを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。
- 2 労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労働環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。
- 3 個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多様な働き方を普及・拡大する環境整備を進めるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること。
- 4 仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用率や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口の周知・浸透等に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議員提出議案第9号については、委員会付託を省略し、これより討論を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、上程中の議員提出議案第9号については、委員会付託を省略し、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(15番・平野文活君登壇)

○15番(平野文活君) 議員提出議案第9号に対する反対討論を行います。

この意見書の表題は、「若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める」というものです。ところが、その中身には、表題にそぐわない問題があります。意見書案は、「若い世代を取り巻く問題は、年々深刻さを増している」と指摘しています。そのとおりです。労働者の3人に1人が非正規、若者の2人に1人が非正規。この深刻な実態を生み出したのは、自民・公明政権下における「労働市場の規制緩和」にあることは明らかであり、その改善のためには「雇用は正規雇用」の原則に立ち戻ることが必要です。しかし、意見書

案には、この観点はありません。

それどころか、第3項目目には「地域限定や労働時間限定の正社員など多様な働き方を普及・拡大する」と、いわゆる「限定正社員」の導入を進めることを提唱しております。これは、その「限定」条件がなくなれば、いつでも解雇事由にしようとするものであります。

安倍自民・公明政権は、「金銭による解雇の自由化」や「残業代ゼロ労働制度」などをさらなる規制緩和の名で導入しようとしています。

今回の意見書案は、こうした問題点には目を向けず、「限定正社員制度」を促進しようとしているという問題点を指摘して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、採決を行います。上程中の議員提出議案第9号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、可決されました。

次に、議員提出議案第10号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(7番・加藤信康君登壇)

○7番(加藤信康君) 議員提出議案第10号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

集团的自衛権に関するこれまでの憲法解釈を堅持することを求める意見書

集团的自衛権について、歴代政府は、「国際法上、当然に集团的自衛権を有しているが、これを行って我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」としてきた。しかし、さきの参議院選挙以降、集团的自衛権の行使を憲法解釈の変更によって容認しようという動きが急速に強まっている。

現職防衛大臣は、集团的自衛権の行使容認の検討を加速すべきだと主張しており、また、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)の座長は、これまでの四類型の見直しにとどまらず、集团的自衛権の行使を全面的に容認する新たな憲法解釈を提言する内容の報告書を秋にもまとめる考えを表明している。そして、政府として、安保法制懇の報告に沿って憲法解釈の見直しを行うことや、年内に改定する防衛計画の大綱に安保法制懇の報告内容を反映させる考えが示されている。

さらに、政府は、集团的自衛権の行使はできないと解釈してきた内閣法制局の長官人事についても、安保法制懇の実務に携わっていた人物を起用した。

「国家安全保障基本法案」の概要を見てみると、政府が憲法上許されないとしてきた集团的自衛権の行使を、厳格な憲法改正の手続を経ることなく、法律により容認しようとするものであり、同法及び関連法の制定が実現されれば、「法が憲法を凌駕するもの」となり、「下位法による法の下剋上」を現実のものにしてしまうことになる。

しかし、各種世論調査では、政府に一番に取り組んでほしい国内の課題は「景気回復」が最多であり、集团的自衛権については、十分な国民的議論もなされているとは言えない。集团的自衛権の行使容認を多くの国民は求めておらず、白紙委任などはされていない。参議院選挙の結果と民意の間にはねじれがあることを自覚すべきである。

国の安全保障政策は、立憲主義を尊重して策定されなければならない。憲法前文や第9条によって禁じられている集团的自衛権の行使を、時々政府や国会の判断で解釈を変更することによって180度転換したり、新たな法律を制定して「法の下剋上」によって根本的に変更することは、立憲主義に対する重大な違反行為である。

とりわけ集团的自衛権をめぐる議論は、これまでに立法府において積み重ねられてきて

おり、これを無視して強引に解釈を変えようという試みは、国会答弁さえも形骸化させるものであり、立法府の立場からも決して許されるものではない。

ゆえに、本市議会は、下記の事項について誠実に対応するよう、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 集团的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持すること。
- 2 集团的自衛権の行使を容認する「国家安全保障基本法案」の国会提出を行わないこと。

平成 25 年 9 月 20 日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
防衛大臣
内閣官房長官 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 10 号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉富英三郎君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第 11 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(2 番・三重忠昭君登壇)

○2 番(三重忠昭君) 議員提出議案第 11 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

消費税率引き上げの延期を求める意見書

政府は、2014 年 4 月からの消費税率引き上げ(現行 5%を 8%へ)を決定しようとしている。内閣府が 9 月 9 日に発表した 4～6 月期の国内総生産(GDP)改定値などの経済指標を踏まえ、予定通り引き上げるかどうかを政府が秋の臨時国会までに判断するというものである。

参議院選挙の結果を受け、増税の方向は既に決定しており、すぐにでも実行(引き上げ決定)すべきとの政権内の声がある。しかし、景気回復や経済に与える影響を考えたとき、税率の引き上げ決定は安易に行うべきではない。

安倍政権による景気回復への期待感はあるものの、依然として多くの国民には回復の実感はない。株価上昇などは一部の投資家や資産家のみが「明るさ」を実感しているのみであり、輸出産業など一部の大企業が利益を拡大しているが、この要因は景気回復ではなく円安の影響である。

働く人たちの賃金は、15 年連続して低下し続けている。政府統計においても、働く人

の実に38%が非正規雇用となっており、「明るさ」を実感できるものは何もない。参議院選挙直後の世論調査でも、「予定通り引き上げる」は23%、「時期を先送りすべき」は35%、「5%を維持」は40%となっており、7割以上の国民が引き上げを決定すべきではないとの認識を示している。

アベノミクス第3の矢は「成長戦略」と言われるものだが、労働分野での規制改革は解雇の自由化、残業代の規制などを含め、働く人たちを直撃する内容であり、今後一段と雇用を不安定化させるものである。7月から実施された地方公務員の給与引き下げと合わせるなら、国内総生産の6割を占める個人消費の冷え込みは、景気回復どころか、今後の冷え込みの大きな要素として見なければならず、到底消費税率の引き上げを決定できる状況ではないと考える。

よって、本市議会は、国及び政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 2014年4月からの消費税率の引き上げ決定は行わないこと。
- 2 労働法制の規制緩和や非正規雇用の拡大に歯止めをかけ、安心な雇用制度を確立し、消費や暮らしを支える政策を実施すること。

平成25年9月20日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第11号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉富英三郎君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第12号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(12番・猿渡久子君登壇)

○12番(猿渡久子君) 議員提出議案第12号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護保険給付から要支援者を外す計画の中止を求める意見書

国の社会保障制度改革国民会議は、最終報告書をまとめ、安倍晋三首相に提出しました。その中には、要支援者を介護保険給付の対象から外し、市町村の地域支援事業に委ねることが明記されています。

現在、「要支援1、2」と認定された高齢者は、全国で154万人います。これらの方々にとってヘルパーの訪問による生活援助は、人間らしい暮らしを支え、生きる意欲を引き出し、重度化を防ぐためにも必要な給付です。

全国一律のサービスがなくなり、市町村が地域の実情に応じて行うボランティア事業などに委ねることになれば、地域間格差が広がり、地方財政圧迫の新たな要因にもなります。また、この計画が実行されたら、高齢者世帯に打撃を与えるとともに、現役世代にとっても「介護離職」をふやすことにもなりかねません。

高い保険料を徴収しながら、「保険あって介護なし」の矛盾をこれ以上広げないためにも、次のことを要望します。

記

「要支援者」を介護保険給付の対象から外す計画を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第12号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉富英三郎君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第8により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で、平成 25 年第 3 回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で、平成 25 年第 3 回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 25 分 閉会

